

道 標 (みちしるべ) 第7号

平成22年4月9日
校長 稲垣 達也

学校は、まず、「安全」であること！！

教職員には、危険を予見し回避する義務があります。初期対応がすべて！

ワンポイントレッスン その3 「安全管理についての基本的な考え方」

1 安全管理の基本

常に、安全の保持に十分留意して指導を行うことが不可欠です。とりわけ、児童は自分の活動に集中して回りの環境に気付きにくく、教員は予想される活動を見通して、十分な安全確認と、学習環境を整えるなど、事故の防止に万全を期する義務があります。

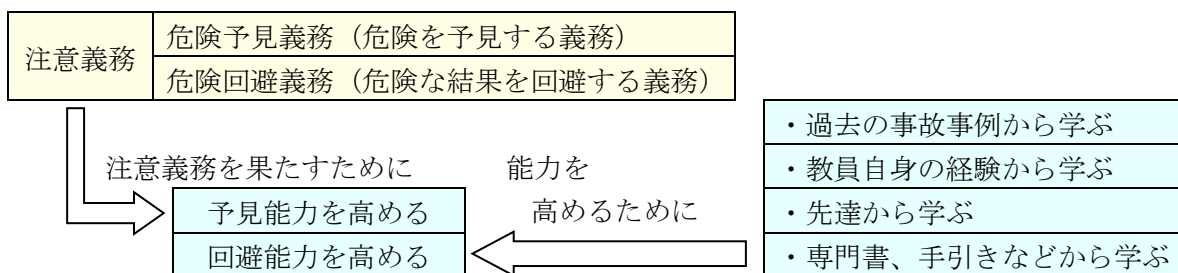
2 安全管理と安全指導

事故を未然に防止するには、安全管理と安全指導の両面を押さえます。

安全 教育	安全 管理	人的安全管理	① 事故発生の要因となる児童の心身の状態を把握し、分析することによって危険を予見し、回避する。
		物的安全管理	① 事故の要因とならないように、施設・設備などの学習環境を点検、整備する。
		組織体制	② 万一の事故発生時に、適切に対応できる組織的な校内体制、関係機関との連携を確立する。初期対応！
	安全 指導	① 安全に関する基礎的事項を理解し、思考力・判断力を高め、適切な意志決定ができるようにする。	
		② 安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらに望ましい習慣を形成するようにする。	

3 事故防止のためのポイント

(1) 教師の注意義務 事故を未然に防ぐことが安全管理の原則です。危険を予見、回避する。



(2) 児童の安全確保能力の育成と綿密な指導計画

事故防止には、児童自らの安全管理に関する知識や能力、態度を育成することも重要です。

- 各教室や用具等の利用規程や安全規則等を定め、指導計画に位置付けて指導の徹底を図る。
- 事故の起きる状態や理由等を予測させ、その防止対策を考えさせるなど具体的に指導する。
- 地域での見学や調査、幼児や高齢者等との交流の際には、相手方の安全にも十分留意する。

道 標 (みちしるべ) 第8号

平成22年4月12日
校長 稲垣 達也

“起きてはいけない事故”は、
絶対に起こしてはいけない！！

ワンポイントレッスン その4 〔学校事故と法律〕

1 学校事故の特色（責任法理）

- (1) 教師の教育「専門的活動」とのかかわり → プロの責任は重い
- (2) 学校設置者に課せられた「条件整備」とのかかわり
池田小事件は防げたのではないかと？ 否、想定外であり予見不可能。責任を問えず。
しかし、池田小事件の後には、想定内となる。
⇒ 判例は同種（過去に1回でもあったこと）の事故には厳しい。
※ 何か一つ事故が起きたら、必ず手を打つ（対策）義務が生じる。
霧島市の天窓事故は、重大な過失が問われるであろう。
⇒ 杉並区の転落事故の後の報告、対策に大きな食い違いがある。
- (3) 児童に選択の余地がない「日常的な学校活動」 → だから学校の責任は重い
- (4) 「発達成長段階」にある児童 → 児童の能力に応じて教員の責任も異なる
信頼の原則：相手が適切な行動をすることを信頼するのが相当な場合は、相手がルールに乗って行動するだろうと信頼していい。（赤信号は渡らない）
しかし、小学4年生までは、何をするかかわからない。
※ 小学4年生までは、完全な保護下に置くこと。（これが法の解釈）

2 学校事故における過失

教育の専門職である教員には、危険を予知し、回避する安全配慮義務がある。

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 事前注意義務 | 授業計画、安全確保、条件整備義務 |
| (2) 指導監督上の注意義務 | 実施に際して説明・注意、監督、個別指導義務 |
| (3) 事後措置義務 | 応急措置、医師の診断、保護者への通知義務 |

3 教育活動中の事故例

- (1) 体育事故が圧倒的に多い。種目と程度が生徒の能力との相関関係において適切か。
 - ① 体育の種目 → 学習指導要領に準拠しているか否かを判断基準にすることが多い。
 - ② 健康状況把握義務 → 事前調査、申し出、家庭との連絡、個別に問う。
 - ③ 能力把握義務 → 能力・技能の確認、個別的・段階的な指導
 - ④ 事後措置義務 → 保護者への報告義務：サッカーボールが目に、一年後失明
【基本】首から上の事故は相当慎重に対応しなければならない
 - ⑤ 応急措置義務 → 要求される応急措置のレベル 教員、養護教諭
- (2) 生徒間事故
 - ・ 休み時間、粗暴な児童を注意した教科係が目に傷害 → 担任の安全保護監督義務
 - ・ 屋上で算数、下敷きを投げ眼球を切る → 常時掌握し監督、突発的、瞬間的に発生
 - ・ 美術で教室外写生、投石が右目に当たり失明 → 投石は予見できた
- (3) 校外学習
 - ・ 不測の事態が生じる可能性が高い。特に海関係。天候（雨、雨上がり、雷）。
 - ・ 安全確保義務 → 事前の調査、指導、計画立案、監視・注意。地元聞くことが大切。
- (4) 教員がついていない活動
 - ・ 原則あり得ない。特に、朝、中休み、給食、昼休み、掃除の時間、下校時。